

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		障害福祉サービス事業の停止又は廃止	
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項		第 8 2 条 第 2 項	
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話 : 048-829-1309)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 2 4 年さいたま市条例第 6 0 号)	
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設定	年 月 日 最終改正
備 考			